

調査報告書

令和7年10月21日

仙台市立■■■■小学校いじめ調査委員会

仙台市立[]小学校いじめ調査委員会報告書

1 重大事態調査の位置付け

- (1) 重大事態の別 2号
 (2) 重大事態認定日 令和6年12月3日

2 調査の目的、調査組織の構成

- (1) 調査の目的 1) 重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにする。
 2) 当該重大事態への対処について検証する。
 3) 同種の事態の再発防止策を講ずる。
 4) 不登校状態を解消する。

(2) 調査期間	第1回調査委員会	令和6年12月23日	13:30～15:30
	第2回調査委員会	令和7年 1月 8日	13:30～15:30
	第3回調査委員会	令和7年 1月28日	14:00～15:00
	第4回調査委員会	令和7年 2月21日	14:00～15:00
	第5回調査委員会	令和7年 3月17日	16:00～17:00
	第6回調査委員会	令和7年 3月25日	16:00～16:40
	第7回調査委員会	令和7年 7月 1日	16:00～17:00

(3) 調査組織の構成

令和6年度

委員長	[] (校長)
副委員長	[] ([] 民生委員)
委員	[] (PTA会長)
	[] (学校支援地域本部スーパーバイザー)
	[] (教頭)
	[] (児童支援・教諭)
	[] (教務主任・教諭)
	[] (担任・教諭)

令和7年度

委員長	[] (校長)
副委員長	[] ([] 民生委員)
委員	[] (前PTA会長)
	[] (学校支援地域本部スーパーバイザー)
	[] (教頭)
	[] (児童支援・教諭)
	[] (教務主任・教諭)
	[] (教諭)
	[] (担任・教諭)

3 当該事案の概要

(1) 対象児童 (令和6年度) 4年 組

- ・欠席日数 令和6年度 合計欠席45日
- ・欠席状況 令和6年度

月	
授業数	
欠席数	

(令和7年度) 5年 組・男子

- ・欠席日数 令和7年度 合計欠席2日
- ・欠席状況 令和7年度 (7月18日現在)

月	
授業数	
欠席数	

(2) 関係児童 (令和6年度) 4年 組 (令和7年度) 5年 組・男子

(3) 当該事案の概要

令和6年9月27日4校時の 組の授業中に、関係児童が立ち歩いて対象児童を引っ掻き、傷が付いたことを特別支援教育指導補助員が見つけ、担任に報告した。担任は対象児童と関係児童から聴き取りを行い、関係児童は行為を認めた。担任は関係児童を指導し、それぞれの保護者に報告した。

9月30日に対象児童は欠席し、母親から「対象児童が『関係児童が怖いから学校に行きたくない』と言っている」と話があった。

10月4日に対象児童は精神的なところからくる体調不良を理由に欠席した。 学校は家庭訪問や対象児童母との面談を行い、今後は教職員が付き添い、関係児童と接触させないように支援することを提示した。

10月17日に、対象児童は登校した。 教室で学習をした。

11月12日に、対象児童は欠席した。同日、対象児童母から電話で「9日の学習発表会で、関係児童の様子を見て、もう風化したのだと思った。」と話があった。この日以降、対象児童は欠席が続き、18日、19日は登校したが、 。

4 調査の内容

(1) 調査方法 資料分析 (ア 対象児童聴き取り記録 イ 関係児童聴き取り記録
ウ 教職員聴き取り記録)

- (2) 調査内容
- 第1回にて事案の概要について確認を行った。
 - 第2回にて学校対応の問題点について意見交換をした。
 - 第3回にて登校後の様子を共有し、今後の学校の対応について話し合った。
 - 第4回にて調査委員から当該事案への再発防止策について話し合った。
 - 第5回にて報告書の内容について協議をした。
 - 第6回にて報告書の内容について確認をした。
 - 第7回にて報告書の追加事項の確認をした。

5 重大事態発生の概要

(1) 対象児童の訴え

- 事案① 9月第3週の業間休みに、正座の姿勢を命令され、背中に何度も乗られた。
- 事案② 9月27日の業間休みには腕立ての状態にさせられ、しばらくその姿勢のままでいるように命令された。
- 事案③ 同日、4校時の■■■■の授業中に、腕を引っ掻かれた。
- 事案④ 同日、4校時の■■■■の授業中に、10回ほど腕を叩かれた。
- 事案⑤ 同日、4校時後、オープンスペースで飛び蹴りを2回された。

(2) 関係児童からの聴取内容

- 事案① 業間休みに長い時間正座をさせていた件については、「正座して」と言った。対象児童は「トレーニングになるわ。」と言って続いていた。正座している対象児童の上に乗ったが、「嫌がっているようにも、つらそうにも見えず、笑っていた。」と話した。
- 事案② 9月27日の業間休みに腕立ての姿勢をさせたについては、「対象児童がやるって言ったら。やんなくてもいいよって言ったけど対象児童がやっていた。」と話した。
- 事案③ 同日、4校時の■■■■の時間に対象児童をひっかいた記憶はあると言った。理由を聞くと「やり返し。ドッジボールで何かやってきたから」と答えた。何をされたのか聞くと「覚えていない」と話した。
- 事案④ 同日、4校時に腕を殴ったと話した。理由を聞くと、「何秒耐えられるかチャレンジしていた。殴り続けた状態で何秒耐えられるかという遊びをしていた。」と話した。
- 事案⑤ 同日、4校時後オープンスペース対象児童に飛び蹴りをしたことについては、「けんかではなく遊びだった。腰のあたりをすった。まともに当たらず、かすただけ。」と話した。

(3) 当該事案の事実経過

- ① 9月27日の対象児童の訴えと関係児童の聴き取りを受け、■■■■の授業時に関わった教職員から聴き取りを行った。

・担任

トラブルがあった様子に気付き、対象児童の席へ向かった。対象児童に引っ掻かれて、傷が付いたことを知り、職員室へ連れていった。保冷剤で冷やす処置を行った。

・授業者■■■■

関係児童が何度か対象児童のところへ行っていた。全体指導しながら、関係児童を引き離していた。関係児童は対象児童の席の脇の床に座り、対象児童の椅子を持って抵抗を見せた。実際に引っ掻いたところやパンチをしたところは見えていなかった。

・特別支援教育指導補助員

関係児童が対象児童に絡んでいた。爪を立てて対象児童の腕を傷つけた。関係児童を引き離し、対象児童は担任が対応した。関係児童は教室に入らず、しばらく廊下で音を出していた。しかし、また対象児童に寄ろうとしたので絡まないよう間に入った。授業後、授業者が関係児童を職員室に連れて行った。授業者に話を聞かれ「退屈だから爪を立てた。」というようなことを言っていたが、自分の感情をうまく言葉で表すことができないようだった。

- ② 同日、担任が対象児童母に電話で連絡をし、経緯を説明した。

- ⑳ 12月10日、校内いじめ防止等対策委員会を開き、いじめ調査委員会へ向けての確認と対象児童への支援方法と支援体制を協議した。
- ㉑ 12月11日、対象児童母が来校した。児童支援教諭より謝罪の手紙を対象児童母へ渡した。対象児童母は「手紙を要望してから一切経過の連絡がなく、12月4日に教頭に聞いたら5日に完成したという話を聞いた。慌てて作成したのではないか、という不信感を持った。」
- 学校は、いじめ調査委員会を開くことのできる限り行うことを伝えた。
- ㉒ 1月6日から、いじめ対策支援員が教育委員会から配置された。
- ㉓ が始まり、教務主任や児童支援教諭と関わりを持ちながら学習をすすめた。
- ㉔ 1月24日、児童支援教諭が周囲の児童から、対象児童と関係児童の関係について、どう見えていたか聞き取ったが、学校は聞き取った内容について、対象児童の保護者にすぐに報告せず、保護者から問われた形で4月9日に回答した。
- ㉕ 対象児童は。令和7年度4月8日からは教室に登校し、終日を学級で過ごしている。
- ㉖ 令和7年9月5日現在、対象児童の家庭に対して関係児童の保護者からの謝罪はない。

(4) 確認した事実等

対象児童から訴えがあった①～⑤の事案については、すべて事実であることを確認した。

6 学校の対応

(1) 学校の対応について

<初期対応について>

- ① 相談できる環境の周知が不十分だったこと
児童が安心して相談できる環境を、学校として整えていたが、児童へしっかりと知らせることの徹底が不十分だった。
- ② 相手の気持ちを考えた行動を促すことが十分にできていなかったこと
関係児童は、以前から友達に過度の接触をすることがあり、学級や学年で指導してきたが、それらの行動を改善することが十分にできなかった。

<事後対応について>

- ① 対象児童に対する心のケアが不十分だったこと
事案発生後、対象児童の気持ちに寄り添いながら、対応してきたが、対象児童が欠席するなど、学校として心のケアが不十分だった。
- ② 関係児童への働き掛けと支援が不十分だったこと
関係児童のために、関係機関・専門機関との連携を求める働き掛けが不十分で、具体性に乏しかった。また、授業において、担任や特別支援教育指導補助員が声掛けや指導をくり返してはきたが、改善に至らなかった。

③ 事案認知後の対応を組織的に行えたこと

事案認知後は、いじめ防止等対策委員会をこまめに開催し、情報共有や対応の確認をしながら進めることができた。

④ 聴き取りの報告に遅れがあったこと

事案認知後に本人や母から聞いたことについて、関係児童や周りの児童への聴き取りを行ったが、保護者へその結果を報告することを忘れていた。連絡を取り合いながら事実確認をしていくべきであった。

＜組織体制について＞

① 対象児童に対して見守り等の配慮に欠けていたこと

事案発生後、対象児童の安全安心な学校生活に関して、家庭との連携や見守りや声掛けなどが不十分で配慮に欠けていた。

② 授業中の役割分担が明確ではなかったこと

事案発生時に、3人の教職員が教室内にいたにも関わらず、役割分担が明確ではなかったために児童間のトラブルを未然防止することができなかった。

(2) 学校の対応に係る考察

学校は9月27日になるまでに対象児童と関係児童のトラブルの状況に気付かなかったのか、疑問である。その様な傾向が見られなかったのか、もっと慎重に2人の関わりを見る必要があった。2学年時に児童センターで両者の間にトラブルがあったことをきちんと引き継がれていなかった。これらのことが対応の遅れにつながった一因と考える。

また、対象児童が本当の気持ちを出せる関係性を教職員がつくるなどの配慮が必要であった。1月に教育委員会からいじめ対策支援員が加配され、学級・学年の様子をさらに多くの目で見るができるようになったが、特に対象児童に対しては本人の気持ちに寄り添って言葉だけでなく、態度や表情を見て対応すべきであった。

関係児童には友人との関わり方の指導が足りず、学校だけでなく関係機関へのアプローチや他機関の連携によるかかわりも検討することが必要であった。

7 当該事案への対処及び再発防止策の提言

(1) 当該事案への対処について

学校は今回の事案だけでなく、児童の悩みや情報、友達同士の関係性に気付くように組織として対応していく必要がある。また、担任、他の教職員からの情報をこまめに受ける体制づくりを整えていくべきである。今回の件を踏まえ、学校が仲の良い関係と見えていても、普段から関わり合いの様子を見ていくことが必要である。

今後も2人の関係や周りの子供の様子も注意深く見ていく必要がある。保護者との連絡も取りながら、引き続き対象児童が安心して登校できる環境をつくっていくことが大事である。学校として児童の関係についてアンテナを高くし、情報の共有をしっかりと行ってほしい。

(2) 学校に対する提言

学校は、全ての教職員が、いじめの定義の正しい理解や組織的対応の在り方、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか等を確実に認識しておくために、年度初めの職員会

また、道徳の授業や児童会活動等を通し、現実のいじめの問題に対応できる資質・能力を育む場を多く設定する。「自分ならどうするか」と自分事として捉えることができるよう、学校全体で多面的・多角的に考えていくべきである。

さらに、いじめ対策支援員と連携しながら、複数の教職員での支援や見守りを充実できるような体制を整え、対象児童は引き続き全職員で見守りを継続していくべきである。

(1) 対象児童の現状について

令和7年度、関係児童とクラスは別になり、4月8日の始業式から毎日登校している。担任教諭が対象児童の気持ちを確認したり、学校での様子を保護者へ連絡したりすることで、前向きに学校生活を過ごすことができるようになってきた。対象児童とは学年集会や休み時間などで多少顔を合わせることはあるものの、お互い距離を置いている。学級内では仲の良い友達がおり、休み時間は外遊びをするなど交流を深めている。学習面では、授業中、自分の考えを進んで発表する場面が見られたり、クラスの代表として全校の前で発表したりと、本人なりに頑張っている様子が見られる。

毎日、登校している。令和6年度後半は主に教室で過ごしていたが時折[]で特別支援教育指導補助員と話したり、本を読んだりすることもあった。自分の思いが伝わらなくて、友達に手が出ることは、ほぼなくなった。しかし、他の児童との関わりで、声掛けや対応を必要とする場面もあり、その都度、自分自身の行動について振り返りを行った。家庭や関係機関とも連携し支援を継続している。

令和7年度は教室内の自席で学習している。自分の思いを言葉で表現することに難しさを感じると、特別支援教育指導補助員にアドバイスを求め、学習にも前向きに取り組んでいる。休み時間は友達と穏やかに過ごしている。友達との関係でのトラブルは起きていない。